

## 第6章

### 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

# 1 計画の推進体制

## (1) 協働による計画の推進

めざす環境像の実現に向け、本計画を実効性のあるものとし、効率的・効果的に推進するため、下記の組織を中心に、市民・事業者・民間団体・市がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して取り組みます。

### 【小平市環境審議会】

小平市環境審議会は、小平市環境基本条例第 14 条に基づく市長の附属機関であり、環境基本計画及び環境保全等に関する基本的事項に関することを調査及び審議します。

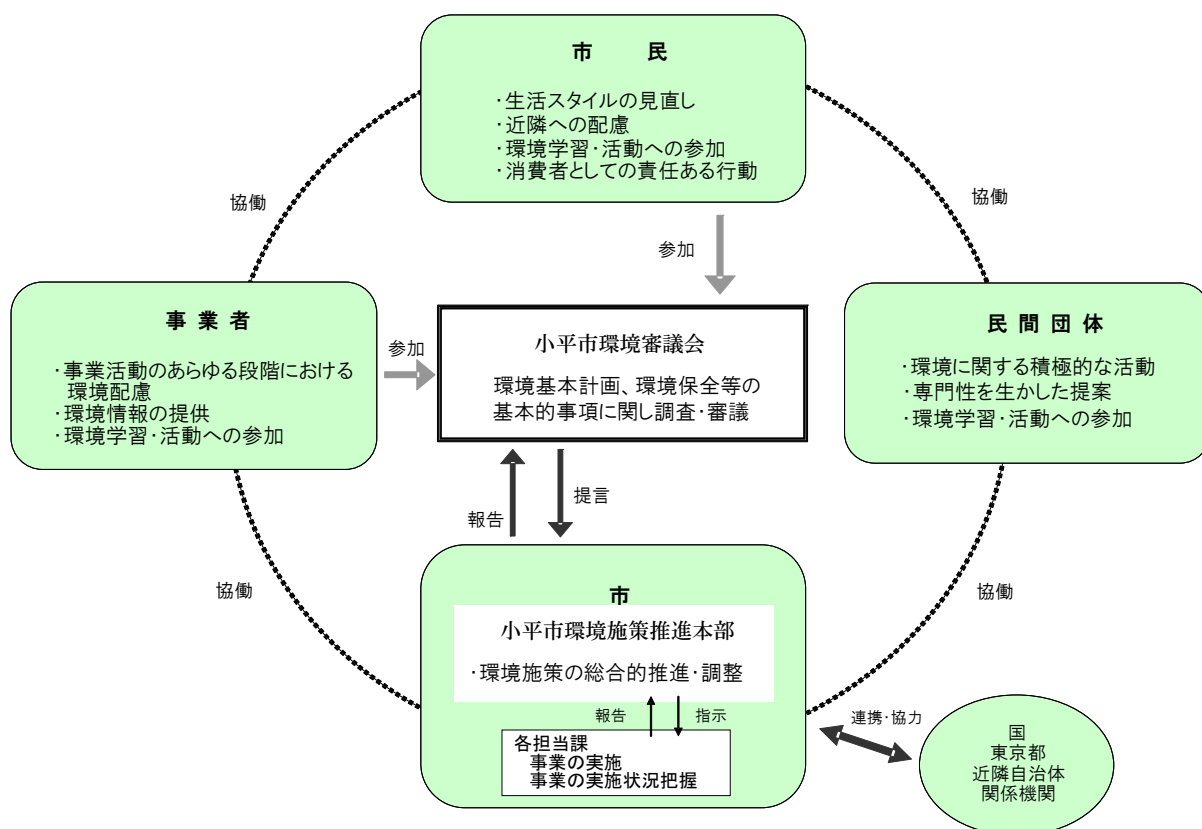
### 【小平市環境施策推進本部】

小平市環境施策推進本部は、庁内に設置された組織で、小平市環境基本条例第8条第2項に基づき、市の環境保全等に関する施策について総合的に推進し、調整を行います。

## (2) 国、東京都、近隣自治体、関係機関との連携

広域的な取組が必要な環境問題については、国や東京都、近隣自治体及び関係機関と連携、協力し対応します。

### ■ 小平市環境基本計画の推進体制



## 2 計画の進行管理

本計画に定める環境施策の取組を着実に推進していくため、事業の取組などを年度ごとに実施状況報告にまとめ、点検、評価を行います。また、小平市環境施策推進本部に報告するとともに、小平市環境審議会の意見を聴き、市民等に公表します。

### ■ 小平市環境基本計画の進行管理

